

北本市空き家等改修補助事業について

■制度の目的

本制度は空き家対策の一環として創設された事業で、空き家が管理不全になる前に少しでも中古住宅の流通に乗りやすくし、賃貸や購入を考えている方が北本市を選んでもらえるように人口減少の対策にもなるような制度としました。

■制度の内容

- (1) 補助対象者
 - ①以下に該当する方
 - a) 空き家を第三者に売却する方
 - b) 空き家を第三者に賃貸する方
 - c) 取得した空き家に居住する方
 - d) 空き家を賃借して居住する方
 - ②市税等の滞納がない方
 - (2) 補助対象建物 ①市内の一戸建て住宅（賃貸の用に供していたものを除く）
 - (3) 補助対象工事 ①市内業者が改修等をする工事（エアコンの設置等は除く）
 - ②交付決定後に着手する工事
 - (4) 補助金の額【最高50万円】
 - ①改修費用の3分の1とし20万円を限度とする
 - ②以下に該当する場合は定める額を加算する
 - a) 市外から転入：5万円/人（4人まで）
 - b) 中学生以下の子がいる：2万円/人（4人まで）
 - c) 夫婦共に39歳以下：2万円
- ※①と②の合計は補助対象工事費を上限とする

■申請などの状況

○H29年度：相談11件・申請1件

○H30年度：相談17件・申請3件

○R元年度：相談 9件・申請1件

- ・昨年度は12月広報に記事を再掲載するなど、改めて周知をしたところ、制度の創設当初よりも申請件数が増えました。
- ・市外業者が改修等をするため、申請できなかった方が4件ありました。
- ・「市内業者」は加算要件にして、制度を活用しやすくする必要があります。